

関 係 規 定 集

行政財産使用規則 p. 2 ~ p. 9

行政財産の使用料に関する条例 p. 10 ~ p. 15

行政財産の使用料の額の設定 p. 16

○行政財産使用規則

昭和三十九年三月三十一日規則第十四号

改正

昭和四九年一〇月 九日規則第九九号
昭和六三年 四月 一日規則第一六号
平成 五年一二月二四日規則第八九号
平成一九年 三月 八日規則第八号
令和 元年 七月 四日規則第三二号
令和 三年 七月三〇日規則第七八号

行政財産使用規則をここに公布する。

行政財産使用規則

(この規則の趣旨)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の四第七項の規定により行政財産の使用については、法令、条例又は他の規則に別に定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

(使用許可の基準)

第二条 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、かつ、次の各号の一に該当する場合に限り、これを使用させるものとする。

- 一 国若しくは地方公共団体、水害予防組合、土地改良区その他の公法人又は法令の規定により県の執行機関が監督を行なうことができる法人その他の団体が直接その用に供するために使用するとき。
- 二 県の職員その他当該行政財産又は公の施設を使用又は利用する者のために必要な食堂、売店その他の厚生施設の用に供するとき。
- 三 電気、水道、ガス供給事業その他公益事業の用に供するとき。
- 四 県の事務又は事業に関する施策の普及、宣伝その他公共目的のために使用するとき。
- 五 直接又は間接に県の事務又は事業の便宜となる事業又は施設の用に供するとき。
- 六 社会教育その他の教育又はスポーツのために使用するとき。
- 七 その他知事が特別の理由があると認めたとき。

(使用の許可)

第三条 行政財産を使用しようとする者は、別記様式第一号による申請書を知事に提出し、その許可を受けなければならない。

(誓約書の提出)

第四条 前条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた日から一週間以内に別記様式第二号による誓約書を知事に提出しなければならない。ただし、使用者が国、地方公共団体、水害予防組合、土地改良区その他公法人である場合又は当該許可に係る行政財産の使用期間が一月未満である場合は、この限りでない。

(使用料)

第五条 使用者は、行政財産の使用料に関する条例（昭和三十九年広島県条例第三十一号）の定めるところにより使用料を納付しなければならない。

(使用期間)

第六条 行政財産の使用期間は、一年以内（電柱、公衆電話、水道管、ガス管その他これらに類する物件を設置するために使用する場合は、五年以内）とする。ただし、知事が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

- 2 前項の使用期間満了後引き続いて当該行政財産を使用しようとする者は、使用期間の更新の許可を受けなければならない。
- 3 前項の規定による許可を受けようとする者は、期間満了の日の一ヶ月前（使用期間が一月未満である場合にあつては、前日）までに別記様式第三号による申請書を知事に提出しなければならない。

(使用財産の転貸禁止等)

第七条 使用者は、第三条の許可に係る行政財産（以下「使用財産」という。）を転貸し、又はその使用権を担保に供し、若しくは譲渡してはならない。

- 2 使用者は、使用財産の現状、使用の目的又は使用の態様を変更してはならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。
- 3 前項ただし書の規定により知事の承認を受けようとする使用者は、別記様式第四号又は第五号による承認願を知事に提出しなければならない。

(費用の負担)

第八条 使用財産の使用に伴うガス、電気、水道等の使用料その他の必要経費は、使用者の負担とする。
(原状回復)

第九条 使用者が使用財産を荒廃させ、若しくはき損し、又は滅失したときは、遅滞なく、原状に復し、知事の検査を受けなければならない。

2 使用者が前項の原状回復の義務を履行せず、又はその履行が不完全なときは、知事がこれを施行し、その費用は、使用者から徴収する。

(許可の取消し)

第十条 知事は、使用者が次の各号の一に該当する場合は、第三条の許可を取り消すことがある。

- 一 使用財産を公用又は公共用に供するため必要を生じたとき。
- 二 不正の手段をもつて第三条の許可を受けたとき。
- 三 この規則又は許可の条件に違反したとき。
- 四 使用料を指定期日までに納付しないとき。
- 五 故意又は過失により使用財産を荒廃させ、又はき損したとき。
- 六 正当な理由がないのに第十二条の規定による指示に従わず、又は同条の規定による検査を拒んだとき。

2 使用者は、前項の規定により許可を取り消されたときは、遅滞なく、当該使用財産を返還しなければならない。

3 第一項の規定によつて許可を取り消された使用者は、これによつて生じた損害の賠償を請求することができない。

(使用財産の返還)

第十一条 使用者は、前条第二項の規定により返還する場合を除くほか、使用財産を返還しようとするときは、返還しようとする日の七日前までに別記様式第六号による返還届を知事に提出しなければならない。ただし、当該財産の使用許可の期間が一月末満であるときは、この限りでない。

(立入検査)

第十二条 知事は、使用財産の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し必要な指示をし、又はその職員に隨時使用財産の使用状況を検査させることがある。

2 前項の職員は、同項の規定による検査を行なう場合において、現に使用している建物に立ち入ることは、あらかじめ、当該建物の使用者の承諾を得なければならない。

3 第一項の職員は、同項の規定による検査を行なうときは、その身分を示す証明書を携帯し、使用者その他の関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(書類の経由)

第十三条 使用者がこの規則により知事に提出する書類は、正副二通とし、当該行政財産を管理する機関の長を経由しなければならない。

附 則

1 この規則は、昭和三十九年四月一日から施行する。

2 この規則施行の際現に行政財産を使用している者は、第三条の規定による許可を受けたものとみなし、当該行政財産の使用について付されている条件は第三条の規定による許可に付された条件とみなす。

附 則 (昭和四九年一〇月九日規則第九九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六三年四月一日規則第一六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成五年一二月二四日規則第八九号)

この規則は、平成六年四月一日から施行する。 (後略)

附 則 (平成一九年三月八日規則第八号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年七月四日規則第三二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年七月三〇日規則第七八号)

この規則は、令和三年八月一日から施行する。

別記様式第1号

行政財産使用許可申請書

年 月 日

広島県知事殿

申請人

住 所

氏名又は名称

及び代表者氏名

つぎにより財産を使用させてください。

使用しようとする 財産の表示	名称
	所在
	明細
使用目的	
理 由	
期 間	年 月 日から 年 月 日まで

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第2号

誓 約 書

財産の表示	名称
	所在
	明細
使 途	
期 間	年 月 日から 年 月 日まで
使 用 料	円

年 月 日づけで許可を受けたこの財産を使用するにあたり、行政財産使用規則および許可の条件を遵守します。

年 月 日

使用者 住所

氏名または名称
および代表者氏名

広島県知事殿

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第3号

使用期間更新許可申請書

年 月 日

広島県知事殿

使用者
住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名

つぎの財産の使用期間を更新してください。
使用許可の内容

財 産 の 表 示	名称		
	所在		
	明細		
許 可 年 月 日	年 月 日	使用料	円
使用期限	年 月 日		
用 途			

更新を必要とする理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第4号

現状変更承認願

年 月 日

広島県知事殿

使用者

住 所

氏名又は名称

及び代表者氏名

つぎのとおり現状を変更したいので許可してください。

なお、使用財産を返還する場合には、原状回復その他の処置について県の指示に従います。

財産の表示	名 称
	所 在
	明 紹
変更箇所	変更前
	変更後
理 由	

添付書類

変更箇所の変更前及び変更後の図面

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第5号

使用の目的変更承認願
態様

年 月 日

広島県知事殿

使用者
住 所
氏名または名称
および代表者氏名

つぎのとおり変更したいので許可してください。

財 産 の 表 示	名 称
	所 在
	明 細
使用の 目的 態様	現 在
	変更後
理 由	

- 備考 1 不用の文字は、消すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第6号

財産返還書

年 月 日

広島県知事殿

使用者

住 所

氏名又は名称

及び代表者氏名

つぎにより使用財産を返還します。

財産の表示	名称
	所在
	明細
使用期間満了 許可取消	年 月 日
返還 年 月 日	年 月 日

備考 1 不用の文字は、消すこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

○行政財産の使用料に関する条例

昭和三十九年三月三十一日条例第三十一号

改正

昭和四一年 三月二六日条例第一三号
昭和四四年 六月三〇日条例第三六号
昭和四七年 六月二九日条例第四〇号
昭和四九年一〇月 九日条例第五二号
昭和五〇年一〇月一七日条例第五一号
昭和五三年一〇月 四日条例第三八号
昭和五六年 七月 九日条例第二八号
昭和五八年 三月一二日条例第五号
昭和六〇年 三月二五日条例第三号
昭和六一年 三月二五日条例第七号
昭和六三年 三月二八日条例第七号
平成 元年 三月二七日条例第一〇号
平成 二年 三月二六日条例第五号
平成 三年 三月一四日条例第八号
平成 五年 三月三〇日条例第三号
平成 七年 三月一五日条例第七号
平成 九年 三月二六日条例第三号
平成一九年 三月一五日条例第六号
平成二〇年一二月二二日条例第四四号
平成二四年 三月二三日条例第一八号
平成二六年 三月二六日条例第一七号
平成二七年 三月一六日条例第八号
平成三〇年 三月二〇日条例第八号
平成三一年 三月 八日条例第五号
令和 二年 七月 六日条例第三四号
令和 三年 三月二二日条例第四号
令和 六年 三月一八日条例第四号
令和 六年 三月一八日条例第六号

行政財産の使用料に関する条例をここに公布する。

行政財産の使用料に関する条例

(総則)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けて行政財産を使用する者は、他の条例に別に定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところにより使用料を納付しなければならない。

(使用料の額)

第二条 使用料の額は、別表第一及び別表第二のとおりとする。

2 前項に定めるものを除くほか、行政財産を使用する場合の使用料の額は、同項の使用料の額に準じて、そのつど知事が定める。

(使用期間、使用面積等の計算)

第三条 使用料の額の算定の基礎となる使用期間（以下「使用期間」という。）の初日は、行政財産の使用の許可の際に定めた使用開始の日（以下「使用開始の日」という。）とし、その末日は、当該許可に係る行政財産を原状に復した日とする。

2 使用期間は、使用料の額が年額又は月額により定められている場合においては、暦に従い年又は月により計算する。ただし、使用料の額が年額により定められている場合において、使用期間が一月末満であるとき、又は使用期間に一月末満の端数があるときは、その使用期間又は端数の期間は、一月として計算する。

3 使用料の額の算定の基礎となる使用の面積（以下「使用面積」という。）若しくは長さ（以下「使用長」という。）が別表第二に定める使用の面積の単位（以下「単位面積」という。）若しくは長さの単位（以下「単位長」という。）に満たないとき、又は使用面積若しくは使用長に単位面積若しくは単位長に満たない端数があるときは、その使用面積又はその端数の面積は、単位面積に相当する面

積として計算し、その使用長又はその端数の長さは、切り捨てて計算する。

- 4 使用料の額が年額又は月額で定められている場合において、使用期間が一年若しくは一月に満たないとき、又は使用期間に一年若しくは一月に満たない端数があるときは、その使用期間又はその端数の期間の使用料は、使用料の額が年額で定められている場合にあつては月割により、使用料の額が月額で定められている場合にあつては日割により計算する。
- 5 前四項の規定により、使用料（次条第一項第二号ただし書の規定により、期に区分して徴収する場合は、その期に係る使用料とする。）の額を算定した場合において、その算定額が百円未満のときは、その額は百円とし、算定額に十円未満の端数があるときは、その端数の額は十円に切り上げるものとする。

（使用料の徴収方法）

第四条 使用料は、次の各号に定めるところにより徴収する。

- 一 一時的に使用する場合は、行政財産の使用の許可をする際徴収する。
- 二 使用料の額が月額又は年額で定められている場合は、その全額を使用開始の日までに徴収する。
ただし、使用期間が県の二会計年度以上にわたるときは、使用期間を県の会計年度によって区分した期間をそれぞれ一期とし、その各々の期に係る使用料を、使用開始の日の属する期にあつてはその使用開始の日までに、その他の期にあつてはその期の初日から三十日以内に徴収する。
- 2 使用期間（前項第二号ただし書の規定により、期に区分して徴収する場合は、その期とする。第六条において同じ。）の中途において使用の目的、使用の態様又は使用の面積、長さ、本数若しくは個数の変更により使用料の額を増加すべき場合においては、その増加分を当該変更に係る使用開始の日までに徴収する。
- 3 前二項の規定にかかわらず、知事は、特別の理由があると認めたときは、分納又は後納させることができる。

（使用料の減免）

第五条 知事は、次に掲げる場合においては、使用料を減免することができる。

- 一 国若しくは地方公共団体、水害予防組合、土地改良区その他の公共団体又は法令の規定により県の執行機関が監督を行なうことができる法人が直接その用に供するため行政財産を使用するとき。
- 二 県が物件を無償又は時価よりも低い対価で借り受けている場合において、当該物件に縁故のある行政財産を当該物件の貸付人が使用するとき。
- 三 寄付を受け、若しくは寄付を受けて取得し、又は時価よりも低い対価で取得した行政財産をその寄付者若しくは譲渡人又はこれらの相続人その他の包括承継者が使用するとき。
- 四 その他知事が特別の理由があると認めたとき。

（使用料の還付）

第六条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号に掲げる場合には、使用していた者又は使用者の請求により、当該各号に定める額を返還する。

- 一 県において公用又は公共用に供するため必要を生じて使用の許可を取り消した場合 使用しない期間に係る使用料又は当該取消しに係る部分の使用料に相当する額
- 二 使用期間の中途において、使用を廃止した場合又は使用の目的、使用の態様若しくは使用の面積、長さ、本数若しくは個数の変更により使用料の額を減少すべき場合 これらの事情が生じた日後の期間に係る使用料又は減少すべき部分の使用料の額に相当する額（使用料の額が年額又は月額により定められている場合は、これらの事情が生じた月の翌月分以降の使用料又は減少すべき部分の使用料に相当する額）
- 三 その他知事が特別の理由があると認めた場合 知事が適當と認めた額

（施行規定）

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。
- 2 この条例施行の際現に無償で使用させている行政財産に係る使用料は、当該無償で使用させることとされている期間に限り、これを徴収しない。
- 3 この条例施行の際現に有償で使用させている行政財産で、その使用の対価の額がこの条例により徴収すべき使用料の額に満たないものに係る使用料の額は、当該対価の額で使用させることとされている期間に限り、第二条及び第三条の規定にかかわらず、当該対価の額に相当する額とする。

附 則（昭和四一年三月二六日条例第一三号）

- 1 この条例は、昭和四十一年四月一日から施行する。

- 2 この条例施行の際現に行政財産の使用の許可を受けて電気若しくは電気通信の線路設置のため、又は上水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件を地下埋設するために土地を使用している者に係る当該使用許可の期間中の使用料については、なお従前の例による。

附 則 (昭和四四年六月三〇日条例第三六号)

- 1 この条例は、昭和四十四年七月一日から施行する。
- 2 この条例施行の際現に行政財産の使用の許可を受けて電気又は電気通信の線路設置のために土地を使用している者に係る当該使用許可の期間中の使用料については、なお従前の例による。

附 則 (昭和四七年六月二九日条例第四〇号)

- 1 この条例は、昭和四十七年七月一日から施行する。
- 2 この条例施行の際現に行政財産の使用の許可を受けて電気若しくは電気通信の線路設置のため、又は上水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件を地下埋設するために土地を使用している者に係る当該使用許可の期間中の使用料については、なお従前の例による。

附 則 (昭和四九年一〇月九日条例第五二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五〇年一〇月一七日条例第五一号)

- 1 この条例は、昭和五十年十一月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に行政財産の使用の許可を受けている者に係る当該使用許可の期間中の使用料については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五三年一〇月四日条例第三八号)

- 1 この条例は、昭和五十三年十一月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に行政財産の使用の許可を受けている者に係る当該使用許可の期間中の使用料については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五六年七月九日条例第二八号)

- 1 この条例は、昭和五十六年八月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に行政財産の使用の許可を受けている者に係る当該使用許可の期間中の使用料については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五八年三月一二日条例第五号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和五十八年四月一日から施行する。 (後略)
(経過措置)
- 2 この条例施行の際現に行政財産の使用の許可を受けている者に係る当該使用許可の期間中の使用料については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六〇年三月二五日条例第三号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に行政財産の使用の許可を受けて電気又は電気通信の線路設置のために土地を使用している者（日本電信電話公社を除く。）に係る当該使用許可の期間中の使用料については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六一年三月二五日条例第七号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。 (後略)

附 則 (昭和六三年三月二八日条例第七号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。 (後略)

附 則 (平成元年三月二七日条例第一〇号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年四月一日から施行する。 (後略)

附 則 (平成二年三月二六日条例第五号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二年四月一日から施行する。

附 則 (平成三年三月一四日条例第八号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成三年四月一日から施行する。 (後略)

附 則 (平成五年三月三〇日条例第三号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2～4 (省略)

5 この条例の施行の際現に許可等の申請、証明書等の交付若しくは再交付等の申請又は検査等の依頼をしている者に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成七年三月一五日条例第七号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成七年四月一日から施行する。 (後略)

6 この条例の施行の際現に許可、登録等の申請又は検査等の依頼をしている者に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成九年三月二六日条例第三号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。 (後略)

附 則 (平成一九年三月一五日条例第六号抄)

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

二 第六条の規定 公布の日又は地方自治法の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十三号。次項において「改正法」という。）中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の四の改正規定の施行の日のうち、いずれか遅い日

附 則 (平成二〇年一二月二二日条例第四四号)

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年三月二三日条例第一八号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。 (後略)

附 則 (平成二六年三月二六日条例第一七号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。 (後略)

附 則 (平成二七年三月一六日条例第八号抄)

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中広島県手数料条例別表特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号。以下この項において「法」という。）の項の次に次のように加える改正規定、第四条の規定、第五条中広島県警察関係手数料条例別表銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号。以下この項において「法」という。）の項の改正規定及び同表道路交通法（以下この項において「法」という。）の項の改正規定（パーキング・メーター作動及びパーキング・チケット発給に係る手数料に係る部分に限る。）並びに附則第四項の規定 公布の日

二 前号、次号及び第四号に掲げる規定以外の規定 平成二十七年四月一日

三 第一条中広島県手数料条例別表建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下この項において「法」という。）の項の改正規定、同表高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下この項において「法」という。）の項の改正規定、同表長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。以下この項において「法」という。）の項の改正規定（「（以下「適合審査」という。）を受けた場合は、六、〇〇〇円」を「（以下「適合審査」という。）を受けた場合にあっては六、〇〇〇円、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する住宅性能評価（以下「住宅性能評価」という。）を受けた場合（適合審査を受けた場合を除く。以下この項において同じ。）にあっては一三、〇〇〇円」に、「受けた場合は、一二、〇〇〇円」を「受けた場合にあっては一二、〇〇〇円、住宅性能評価を受けた場合にあっては四三、〇〇〇円」に、「一二六、〇〇〇円」を「一二七、〇〇〇円」に、「受けた場合は、二〇、〇〇〇円」を「受けた場合にあっては二〇、〇〇〇円、住宅性能評価を受けた場合にあっては七〇、〇〇〇円」に、「二四九、〇〇〇円」を「二五一、〇〇〇円」に、「受けた場合は、三一、〇〇〇円」を「受けた場合にあっては三一、〇〇〇円、住宅性能評価

を受けた場合にあっては一三一、〇〇〇円」に、「四四六、〇〇〇円」を「四四九、〇〇〇円」に、「受けた場合は、五九、〇〇〇円」を「受けた場合にあっては五九、〇〇〇円、住宅性能評価を受けた場合にあっては二二五、〇〇〇円」に、「七六七、〇〇〇円」を「七七二、〇〇〇円」に、「受けた場合は、一〇六、〇〇〇円」を「受けた場合にあっては一〇六、〇〇〇円、住宅性能評価を受けた場合にあっては三四九、〇〇〇円」に、「一、四一九、〇〇〇円」を「一、四二八、〇〇〇円」に、「受けた場合は、一八五、〇〇〇円」を「受けた場合にあっては一八六、〇〇〇円、住宅性能評価を受けた場合にあっては六三七、〇〇〇円」に、「二、〇二八、〇〇〇円」を「二、〇四一、〇〇〇円」に、「受けた場合は、二四八、〇〇〇円」を「受けた場合にあっては二四九、〇〇〇円、住宅性能評価を受けた場合にあっては八七二、〇〇〇円」に、「二、四八四、〇〇〇円」を「二、五〇〇、〇〇〇円」に、「受けた場合は、二八二、〇〇〇円」を「受けた場合にあっては二八四、〇〇〇円、住宅性能評価を受けた場合にあっては一、〇五六、〇〇〇円」に改める部分及び「適合審査を受けた場合は、六、〇〇〇円」を「適合審査を受けた場合にあっては六、〇〇〇円、住宅性能評価を受けた場合にあっては一三、〇〇〇円」に改める部分以外の部分に限る。）及び同表都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号。以下この項において「法」という。）の項の改正規定、第五条中広島県警察関係手数料条例別表道路交通法（以下この項において「法」という。）の項の改正規定（道路交通法第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習に係る講習手数料に係る部分に限る。）並びに次項の規定 平成二十七年六月一日

四 第一条中広島県手数料条例別表建築土法（以下この項において「法」という。）の項の改正規定 平成二十七年六月二十五日

附 則（平成三〇年三月二〇日条例第八号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。（後略）

附 則（平成三一年三月八日条例第五号抄）

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一～三 略

四 前三号に掲げる規定以外の規定 平成三十一年十月一日

（経過措置）

2 第三条の規定の施行の際現に行政財産の使用の許可を受けている者に係る使用料については、平成三十一年度に徴収するものに限り、なお従前の例による。

附 則（令和二年七月六日条例第三四号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の行政財産の使用料に関する条例の規定は、令和二年四月一日から適用する。

附 則（令和三年三月二二日条例第四号抄）

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条及び第五条から第十条までの規定 令和三年四月一日

三・四 略

附 則（令和六年三月一八日条例第四号抄）

（施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（令和六年三月一八日条例第六号）

この条例は、令和六年四月一日から施行する。（後略）

別表第一（第二条関係）

建物を使用する場合の使用料

（講演会、会議等のため一時的に使用する場合）

区分	単位	使用料
講堂（屋内体育館を含む）	一室につき使用時間四時間までごとに	三、六一〇円から七、二五〇円までの範囲内で知事が定める額
教室	一室につき使用時間四時間までごとに	五九〇円
会議室	一室につき使用時間四時間まで	九九〇円から一、八〇〇円までの範囲内

	でごとに	で知事が定める額
(その他の場合)		
使用料月額	使用部分に相当する建物の価格（当該建物の復成価格に残存価格率を乗じて得た額を基準として知事が評価した額とする。）に千分の五・八を乗じて得た額に、当該建物の使用部分に対応する敷地部分の土地の価格（近傍類似の土地に係る課税の基礎となる価格、売買実例価額、精通者の鑑定価格等を参考として知事が評価した額とする。）に千分の三・三を乗じて得た額を加算した額に百分の百十を乗じて得た額の範囲内において知事が定める額	

別表第二（第二条、第三条関係）

土地を使用する場合の使用料

（一時的催しものために使用する場合）

単位	使用料
一〇〇平方メートルにつき三時間まで ごとに	七〇円から一三〇円までの範囲内で知事が定める額

（建物敷地、物置場等として使用する場合（使用期間が一月に満たないとき又は駐車場その他の施設の利用に伴つて使用するときに限る。））

使用料月額	使用する土地の価格（近傍類似の土地に係る課税の基礎となる価格、売買実例価額、精通者の鑑定価格等を参考として知事が評価した額とする。）に千分の三・三を乗じて得た額に百分の百十を乗じて得た額の範囲内において知事が定める額
-------	--

（建物敷地、物置場等として使用する場合（使用期間が一月に満たないとき又は駐車場その他の施設の利用に伴つて使用するときを除く。））

使用料月額	使用する土地の価格（近傍類似の土地に係る課税の基礎となる価格、売買実例価額、精通者の鑑定価格等を参考として知事が評価した額とする。）に千分の三・三を乗じて得た額の範囲内において知事が定める額
-------	---

（電気又は電気通信の線路設置のために使用する場合）

使用料年額	電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）別表第一に定める額
（上水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件を地下埋設して使用する場合）	

地下埋設物の規格による区分	単位	土地の種類別使用料年額		
		宅地	田及び畠	その他
外径が〇・〇七メートル未満	〇・〇一メートル	〇・八円	〇・四円	〇・二円
外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満	〇・〇一メートル	〇・九円	〇・五円	〇・三円
外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満	〇・〇一メートル	一・二円	〇・六円	〇・三円
外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満	〇・〇一メートル	一・五円	〇・八円	〇・四円
外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満	〇・〇一メートル	一・八円	〇・九円	〇・五円
外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満	〇・〇一メートル	二・四円	一・二円	〇・六円
外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満	〇・〇一メートル	三・八円	一・九円	一・〇円
外径が〇・七メートル以上一メートル未満	〇・〇一メートル	五・三円	二・七円	一・四円
外径が一メートル以上	〇・〇一メートル	一〇・二円	五・一円	二・六円

○行政財産の使用料の額の設定

平成六年三月二十四日告示第二百八十五号

改正

平成 九年 四月 一日告示第四一八号の二
平成一二年 四月 一日告示第三八九号
平成二六年 三月二六日告示第二一号
令和 元年 九月一九日告示第六四〇号

行政財産の使用料に関する条例（昭和三十九年広島県条例第三十一号。以下「条例」という。）第二条第一項の規定により、行政財産を使用する場合の使用料の額を次のように定め、平成六年四月一日から適用する。

- 一 条例別表第一（その他の場合）の知事が定める額は、使用部分に相当する建物の価格に千分の五・八を乗じて得た額に、当該建物の使用部分に対応する敷地部分の土地の価格に千分の二・五を乗じて得た額を加算した額に百分の百十を乗じて得た額とする。
- 二 条例別表第二（建物敷地、物置場等として使用する場合（使用期間が一月に満たないとき又は駐車場その他の施設の利用に伴って使用するときに限る。））の知事が定める額は、使用する土地の価格に千分の二・五を乗じて得た額に百分の百十を乗じて得た額とする。
- 三 条例別表第二（建物敷地、物置場等として使用する場合（使用期間が一月に満たないとき又は駐車場その他の施設の利用に伴って使用するときを除く。））の知事が定める額は、使用する土地の価格に千分の二・五を乗じて得た額とする。
- 四 使用期間の更新により継続して使用を許可する財産について、使用料の額を改定する場合、第一号、第二号又は前号の規定により算定した額（以下「基準使用料額」という。）が、改定前の使用料の額（以下「旧使用料額」という。）の一・一倍を超えるときは、旧使用料額に一・一倍を乗じて得た額を改定後第一年度の使用料の額とし、改定後第二年度以降の使用料の額は、それぞれ当該年度の前年度の使用料の額に一・一倍を乗じて得た額（当該額が基準使用料額を超える場合は、基準使用料額）とする。
- 五 使用期間の更新により継続して使用を許可する財産について、使用料の額を改定する場合、基準使用料額が、旧使用料額の九割に満たないときは、旧使用料額に〇・九を乗じて得た額をもって改定後第一年度の使用料の額とし、改定後第二年度以降の使用料の額は、それぞれ当該年度の前年度の使用料の額に〇・九を乗じて得た額（当該額が基準使用料額を下回る場合は、基準使用料額）とする。

附 則（平成九年四月一日告示第四一八号の二）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年四月一日告示第三八九号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年三月二六日告示第二一号）

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（令和元年九月一九日告示第六四〇号）

この告示は、令和元年十月一日から施行する。